

チョイソコ会員規約

1. サービス内容及び利用条件

「チョイソコ」(以下「本サービス」)は、「チョイソコ」会員規約(以下「本規約」)にもとづき会員となった方(以下「会員」)を対象とし、限定地域内・限定目的地において、複数の方で乗り合い、目的地まで移動することを支援するサービスです。本サービスの利用の条件は、本会員規約によります。なお、通勤・通学を目的としたご利用は本サービスに含まれません。

2. 規約への同意

本規約は、本サービスの利用を希望するお客様が、会員登録申込書に必要事項を記入し、明和町(以下「町」)が会員と認めた方に適用されます。また、チョイソココールセンター(以下「コールセンター」)への会員登録申込書の送付、もしくは本サービスの利用をもって、本規約(変更された規約を含む)に同意したものとみなします。

3. 会員条件

(1)(2)(3)の条件の全てを満たす方のみ会員申込できるものとします。

(1)小学生以上の町民の方

※小学生または中学生の方の会員登録には保護者の同意が必要となります。

(2)自分で、または保護者もしくは介助者の補助により、コールセンターへの連絡ができる方

(3)自分で、または保護者もしくは介助者の補助により、停留所への移動および車両への乗降ができる方

4. 利用開始

本サービスは、会員が町から送付される会員証を受け取ったときから利用することができます。

5. 運賃

運賃は、無料とします。

6. 停留所・運行予定地域・ルート等

停留所は、会員登録申込書添付別紙のとおりとします。また、運行ルートは、会員の乗車希望状況・乗降都合・交通事情等により、コールセンターが適宜決めるものとします。このため、停留所への運行ルートは、乗降時で異なる場合があります。

7. 運行・乗車予約受付日時および運休

運行及び乗車予約受付日時は、次のとおりとします。ただし、町の判断により、変更または運休する場合があります。この場合、コールセンターより該当する会員に連絡します。

(1)運行日時

月曜日～金曜日 8:30～16:30

但し、祝日および年末年始、その他町が定めた運休日を除く。

(2)乗車予約受付日時

(電話) 月曜日～金曜日 8:30～16:30

但し、祝日および年末年始、その他町が定めた運休日を除く。

利用希望日の2週間前から利用希望日時の15分前まで受け付けます。

(インターネット) 24時間

利用希望日の1週間前から利用希望日時の15分前まで受け付けます。

8. 乗車予約方法

チョイソコ会員規約

ご利用を予約される場合は、コールセンターへ会員番号、利用希望日時、希望乗降場所をお電話にてご連絡いただくか、インターネットにて上記の内容を入力してください。なお、小学生が利用を希望される場合は、お電話にて保護者からの連絡が必要です。運転係員への口頭での申出はできません。また、限られた車両での乗り合いサービスとなるため、ご希望の時間に添えないことがあります。その際は、乗降時間の変更をお願いする場合があります。

9. 変更・キャンセル

乗車予約の変更・キャンセルは、コールセンターへ電話でご連絡いただくか、インターネットにてお手続きください。

なお、運転係員への口頭での乗車予約・変更・キャンセルはできません。変更・キャンセルについて、取消料等の負担はありません。

10. 到着時間

本サービスは乗り合いのため、他の会員の乗車希望状況・乗降都合・交通事情により、予定より到着が前後する場合があります。乗車予約時間の5分前に停留所にお越し下さい。出発・到着の時間は目安であり、時間を確約するものではありません。大幅な遅延が予想される場合は、コールセンターから利用者へご連絡いたします。ただし、携帯電話をお持ちでない場合や電話がつながらない場合は、連絡を取ることはできません。このため、乗車の際は携帯電話をご持参いただくことを推奨します。

11. 会員の遅延

予約された乗車時間・場所にお越しにならない場合、次の会員をお迎えに出発します。

12. 乗車のお断り

旅客自動車運送事業運輸規則（運輸省令第44号）第13条の規程に該当及び会員が下記の注意事項を守らず注意してもなお続く場合並びに運行事業者である明和町社会福祉協議会（以下「社協」という。）がその他運行に支障をきたすと認めた場合は、乗車をお断りすることがあります。

（1）不適切な言動の禁止

- ・運転係員・コールセンタースタッフを含む社協スタッフに対する暴言、威圧的行為、侮辱的言動の禁止
- ・他の利用者の迷惑となる大声・暴力的行為の禁止
- ・安全運行を妨げる行為の禁止

（2）著しい迷惑行為があった場合

- ・衛生不良や強い異臭が継続する等、運行に支障をきたす場合
- ・予約ルールの不遵守、無断キャンセル・遅刻等が一定回数を超えた場合

（3）利用者の安全と事業継続性の確保のための措置

- ・全利用者が安心して利用できる環境を確保する

13. 会員資格の取消し

会員が次のいずれかに該当すると町が判断した場合、会員資格を直ちに取り消すことがあります。

(ア)本人確認ができないとき

(イ)本規約3.（会員条件）を満たさないとき

(ウ)本規約18.（反社会的勢力の排除）の誓約に違反し、またはそのおそれがあるとき

(エ)本規約を遵守しないとき

チョイソコ会員規約

14. 同乗者

会員にご同行される場合は、会員と同じ行き先・時間であれば非会員も同乗が可能です。同乗を希望される場合は、乗車予約のお電話の際に、同乗者の人数とお名前をお伝えください。お伝えがない場合、または同乗者が多数の場合は乗車をお断りすることがあります。同乗者にも本規約が適用されますので、会員は同乗者が本規約を理解し、遵守することに責任を持っていただきますようお願いします。

15. 乗降および運送に対する責任

会員および同乗者の乗降および運送（運送の引受け、生命または身体を害した場合の責任等）、本サービスにかかる車両の管理については、町が行うものとします。

16. 免責

次の場合、町は会員に対して損害を賠償する責任を負わないものとします。

- (1)本サービスにかかる車両、乗降および運送により生じた一切の損害、損失、事故、トラブル
- (2)通信の不具合・会員の連絡ミス等により乗車予約連絡等に関してトラブルが生じた場合
- (3)会員が、本サービスにかかる車両・停留所に忘れ物をされた場合
- (4)会員が携帯電話をお持ちでない、または使用できることにより、時間の変更・キャンセル、運行遅延等の連絡ができない場合
- (5)本規約 7.（運行運休）、10.（到着時間）、11.（会員の遅延）、12.（乗車のお断り）、13.（会員資格の取消し）、14.（同乗者）、21.（コールセンターの稼働中断・停止）、22.（本サービスの中止・終了）の場合
- (6)会員の故意または過失による場合
- (7)町の責に帰すことができない事由による場合

17. 会員の責任

会員が故意もしくは過失により、会員が法令もしくは本規約の規定を守らないことにより、町が損害を受けたときは、当該会員に対し、その損害の賠償を求めることができます。

18. 反社会的勢力の排除

会員は、会員および同乗者が反社会的勢力（暴力団員またはこれに準ずる者、暴力・威力・脅迫的言辞・詐欺的手法を用いて威圧し、業務妨害し、もしくは不当要求をする者）でないことを誓約するものとします。

19. 個人情報の取扱い

会員が提供した個人情報は、本サービスにかかる車両の運行、運行に関する利用状況・意見調査、広告配信の目的にのみ利用し、他の目的には利用しません。また、会員の安全確保のために緊急でやむを得ない場合、または携帯電話を使用できず、コールセンターから連絡をとる必要がある場合、必要な限りにおいて、本サービスにかかる停留所管理者と共有する場合があります。

20. 申込内容の変更・退会

会員登録申込書に記載された内容に変更がある場合、または退会を希望する場合は、町へ書面または電話でご連絡ください。

21. コールセンターの稼働中断・停止

町は、メンテナンスのため、コールセンターの稼働を中断し、または停止する場合があります。

チョイソコ会員規約

22. 本サービスの中止・終了

町は、車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、本サービスの運営を中止し、または終了する場合があります。

23. 規約の変更

町は、本規約の変更内容および変更日を本サービスに係る車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、または変更時に有効な民法の規定に従い、本規約を変更することができるものとします。この場合、変更日をもって変更後の規約が適用されるものとします。

24. 準拠法および裁判管轄

本規約は、日本法に準拠し、これに従い解釈されます。本サービスおよび本規約に関する一切の紛争は、前橋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上